

## 令和 8 年度朝日町持家住宅建築奨励補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 町長は、町内における持家住宅の建設促進による定住環境の整備や地域経済の活性化を図るため、自ら居住する持家住宅の建設工事に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和 58 年規則第 8 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅：町内に存する住宅で、自ら居住する住宅。なお所有者及び居住者は次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）
  - ロ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利するおそれがあるとみとめられるもの
- (2) 持家住宅：住宅及び住宅に附属し基礎を有する小屋、車庫等を含めた建築物及び建築設備（ただし、小屋については住宅の同一敷地内、車庫については住宅からおおよそ半径 100 m 以内に有するものとする。また、住宅以外の建築物については住宅に付随した機能を持つものに限る）
- (3) 建築設備：住宅に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙、克雪化若しくは汚物処理の設備又は煙突
- (4) 建設工事：持家住宅の新築、増築、改築、修繕、模様替え、更新（取替え）、外構及び門扉工事、住宅に附属する舗装工事
- (5) 新築：新たに建築する住宅
- (6) 増築：既に建っている建築物の床面積を増やすもの
- (7) 減築：既に建っている建築物の床面積を減らすもの
- (8) 改築：既に建っている建築物の一部、もしくは全部の機能の向上又は強化のため位置や用途等を変えず改め直すもの
- (9) 修繕：既に建っている建築物の一部、もしくは全部を同じ材料を用いて、元の状態に復元し、建築当初の原形に回復させるもの
- (10) 模様替え：既に建っている建築物の一部、もしくは全部を材料や仕様を替えて、建築当初の原形の低下を防ぐもの
- (11) 更新（取替え）：新しいものに改めるもの
- (12) 除去工事：新築に伴い既存の一戸建て住宅又は、併用住宅で住居部分の面積が 2 分の 1 以上のものを全部除去する工事（住宅の一部を改築や修繕、減築等のため

除去する工事は含まない)

(13)居室等：居室、寝室、便所、浴室、台所

(14)町内建設業者：朝日町建設総合組合又は朝日町商工会に加入している法人又は個人業者。朝日町商工会へ加入申込書を提出し受理された法人又は個人を含む。

(14)屋根の融雪化：屋根の一部又は全部に、屋根材を通して熱を屋根雪に伝えて融雪する装置を設置する工事

(15)住民票：世帯員の続柄が記載された住民票謄本

(16)世帯要件は表1のとおり

表1

世帯		要件
要援護者世帯	高齢者世帯	(1) 世帯全員が65歳以上のみ（令和9年3月31日までに65歳になる者も含む）で構成されている世帯（1人暮らしを含む） (2) 65歳以上（令和9年3月31日までに65歳になる者も含む）高齢者と義務教育終了前の児童のみで構成されている世帯
	障がい者世帯	(1) 世帯員に身体障がい者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障がい者手帳の交付を受け、その障害の等級が1級から4級までの障害者を含む世帯 (2) 世帯員に精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定に基づく療育手帳の交付を受けている障がい者を含む世帯
	その他の世帯	その他、町長が高齢者世帯、障がい者世帯に準ずると認める世帯
婚姻世帯		令和7年4月1日から令和9年3月31日までに、婚姻により世帯員が増員した、又は増員予定
育児世帯		令和7年4月1日から令和9年3月31日までに、出産により世帯員が増員した、又は増員予定
転入世帯		令和7年4月1日から令和9年3月31日までに、申請者又は申請者の親族が当該持家に <u>町外より</u> 転入し、居住することにより世帯員が増員した、又は増員予定（町内転居による増員も含む）
移住世帯		令和7年4月1日から令和9年3月31日までに、申請者又は申請者の親族が当該持家に <u>県外より</u> 転入し、居住することにより世帯員が増員した、又は増員予定

三世代世帯	世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3以上の世代が同居している世帯であって、平成20年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯
災害被災世帯	豪雨などの天災に被災した世帯

（交付の対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 建設工事を行う者
- (2) 補助金申請時において、当該住宅に住所を有する者。ただし、当該住宅に住所を有しない場合は、完了報告から1年以内に当該持家に居住する者
- (3) 町内建設業者と工事請負契約をする者
- (4) 補助金申請年度の3月31日まで完了報告書を提出できる者
- (5) 町税等に滞納がない者

（交付対象工事）

第4条 補助金の交付対象工事費は、持家住宅1戸当たり50万円以上のものであること（以下「建設工事費」という）。ただし、建設工事を含まない機器のみの新設又は更新、修繕は対象としない。また、住宅の新築に伴い、除去工事を行う費用は建設工事と別に対象工事費とする（以下「除去工事費」という）（住宅の一部を改築や修繕、減築等のため除去する工事費は建設工事費に含む）。

2 次の各号に掲げる補助金の交付を受ける場合は、その補助金の対象工事費を交付対象工事費から除くものとする。

- (1) 朝日町西山杉材利用住宅等建築奨励補助金
- (2) 朝日町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付規則（平成元年規則第22号）
- (3) 朝日町介護保険条例の施行に関する規則（平成12年規則第12号）に定める居住介護住宅改修の補助金
- (4) 朝日町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金
- (5) 朝日町空き家等改修支援事業補助金
- (6) 朝日町農業関係事業費補助金（木質バイオマス燃焼器設置支援事業）
- (7) 朝日町が独自に実施する補助事業
- (8) 建物共済、火災保険等

3 次の各号に掲げる補助事業を含む場合は、その対象となる工事費を交付対象工事費から除くものとする。

- (1) 建設工事に対して国等が実施する補助の対象となっている省エネ改修工事費のうち、高断熱窓の設置及び高効率給湯器（国の基準を満たすエコキュート・ハイブリッド

給湯機・エネファーム)に係る工事費

(補助金額)

- 第5条 住宅1戸あたりの補助金額については、次の各号に掲げるとおりとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において1世帯につき1回に限って交付する。
- (1) 建設工事に要する費用の10%とし、50万円を上限額とする。
  - (2) 表2に掲げる要件に該当する場合は、表2に掲げる補助率、上限額とする。
  - (3) 新築に伴い除去工事を行う場合は、表3に掲げる額を上限額として加算する。
- 2 朝日町住宅リフォーム総合支援事業補助点数算出表(別紙様式第2号)の別表第1から別表第4までの右欄に定めるところにより付した点数の合計が10点以上で令和9年2月26日まで完了報告書を提出できる工事(以下「リフォーム工事」という。)は、次の各号により額を加算する。
- (1) 表4に掲げる要件に該当する場合は、表4に掲げる補助率、上限額を加算する。
  - (2) 表5に掲げる要件に該当する場合(以下「減災対策工事」という)は、5に掲げる補助率、上限額を加算する。
- 3 補助金額の算定に当たっては、1万円未満の端数は切捨てるものとする。

表2 (建設工事に対する補助金)

工事要件	世帯要件	補助率	上限額
(1)住宅の増築、改築及び減築を行う工事及び附属建築物の居室等の新築、増築、改築を行う工事(単に修繕を行う工事は除く)	(ア)世帯要件あり	20%	70万円
(2)屋根の融雪化を含む建設工事で屋根の融雪化に係る工事費用が20万円以上の工事	(イ)世帯要件なし	20%	60万円
	(ウ)世帯要件あり	20%	80万円
(3)住宅の新築に係る工事 (造成工事については住宅を新築する年度のみとする)	(エ)世帯要件なし	10%	100万円
	(オ)世帯要件あり	10%	120万円
(4)上記(2)及び(3)に該当する工事	(カ)世帯要件なし	10%	110万円
	(キ)世帯要件あり	10%	130万円

表 3 (除去工事に対する補助金)

工事要件	世帯要件	補助率	上限額
住宅の新築に伴う除去工事	—	50%	75 万円

表 4 (リフォーム工事に対する補助金)

工事要件	世帯要件	補助率	上限額
住宅のリフォーム工事	世帯要件なし	10%	12 万円
	婚姻世帯、育児世帯、移住世帯、三世帯世帯	15%	15 万円

表 5 (減災対策工事に対する補助金)

工事要件	世帯要件	補助率	上限額
住宅の減災対策工事 (減災対策に係る費用に補助率を適用し加算する)	—	80%	30 万円

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、建設工事着手前に、朝日町持家住宅建築奨励補助金交付申請書 (様式第 1 号) に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事概要 (様式第 1-1 号)
- (2) 内訳がわかる工事の見積書 (写)
  - ※除去工事を含む場合は補助対象経費を明確にする
- (3) 建築物の位置図、配置図及び平面図
- (4) 着工前写真
- (5) 工事請負契約書 (写)
- (6) 町税の完納証明書
- (7) 誓約書 (別紙様式第 1 号)
- (8) 工事点数の算出表 (別紙様式第 2 号)
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 世帯要件に該当する場合は、表 6 に掲げる書類を前項に添えて提出しなければならない。

表 6 (申請時に世帯要件を満たしている場合)

世帯要件	書類
全世帯要件の共通	住民票謄本 (続柄が記載されたもの)
婚姻世帯	戸籍謄本
障がい者世帯	身体、精神障がい者手帳 (写) 又は療育手帳 (写)
災害被災世帯	町が発行する罹災証明書、被災証明書、又は被害状況の分かる物

表 7 (申請後に世帯要件を満たす予定の場合)

世帯要件	書類
婚姻世帯	誓約書 (任意の様式)
育児世帯	母子手帳 (写)

(交付決定の通知)

第 7 条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適正と認めた場合は、申請者に対して朝日町持家住宅建築奨励補助金交付決定通知書 (様式第 2 号) を通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第 8 条 申請者は、真にやむを得ない事情で申請内容を変更又は取り下げる場合は、朝日町持家住宅建築奨励補助金交付変更 (取り下げ) 承認申請書 (様式第 3 号) に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更内訳がわかる工事の見積書 (写)
- (2) 変更内容が確認できる図面
- (3) 工事請負変更契約書 (写)
- (4) 出荷証明書 (任意様式)

※別紙様式第 2 の 1-2 又は 1-4 に該当する工事を実施した場合のみ

- (5) その他町長が必要と認める書類

2 規則第 7 条第 1 項第 1 号イに規定する軽微な変更とは、補助金額の増減がない工事等の変更とする。

(変更等の承認)

第 9 条 町長は、前条に規定する承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更内容又は取り下げを適正と認めた場合は、申請者に対して朝日町持家住宅建築奨励補助金交付変更 (取り下げ) 承認通知書 (様式第 4 号) を、変更内容を不適正と認めた場合は、交付変更不承認通知書 (様式第 4-1 号) を通知するものとする。

(完了報告書)

第10条 申請者は、建設工事が完了した場合は、事業完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、朝日町持家住宅建築奨励補助金事業完了報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 写真(工事施工中及び工事完了後)
- (2) 領収書(写)又は支払金額が証明できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 朝日町住宅リフォーム総合支援事業補助を受ける場合は、上記にかかわらず提出期限は事業完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の2月26日のいずれか早い日とする。
- 3 申請後に世帯要件を満たす予定で申請した場合は、住民票又は戸籍謄本を前項に添えて提出しなければならない。
- 4 申請時において、当該住宅に住所を有していない場合は、当該住宅に転入後の住民票若しくは次年度に居住予定の場合は確約書(様式第6号)を同条第1項に添えて提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条に規定する事業完了報告書の提出があった場合は、その内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告を適正と認めた場合は、申請者に対して朝日町持家住宅建築奨励補助金確定通知書(様式第7号)を通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、前条に規定する確定通知書を受けた場合は、速やかに朝日町持家住宅建築奨励補助金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第13条 町長は、申請者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 誓約書、確約書に違反したとき
- (4) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けている場合は、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月1日から改正し施行する。

この要綱は、令和7年5月29日から改正し施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から改正し施行する。